

ゆとり～とライン

ガイドウェイバス志段味線

平成20年度安全報告書



平成21年(2009年)8月

名古屋ガイドウェイバス株式会社

1 安全報告書の公表にあたって

ガイドウェイバス志段味線は、平成13年3月23日に大曾根～小幡緑地間 6.5km で営業を開始して以来、今年で8周年を迎えます。ガイドウェイバスは鉄道とバスの利点を組み合わせたシステムで、道路の中央分離帯上に設けた高架専用軌道を、車両の前後輪に取り付けた案内装置の誘導で走り、鉄道としての定時・高速走行を確保するとともに、さらに一般道路を同一車両で連続して走行できるデュアルモードで運行しています。平成20年度は1日約9,800人ものお客様にご利用いただき、毎年着実に乗車人員が伸びていることはご利用くださる皆様のおかげと感謝致しております。

交通事業者として、お客様の安全をすべてに優先させることが最も基本的なサービスであり、お客様の尊い命をお預かりしている意識を常に持ち、安全第一のもと運行を続けてまいります。こうした中で平成19年11月15日ナゴヤドーム前矢田駅・大曾根駅間において車両脱線事故を発生させてしまいました。幸いにもお客様などに死傷者は生じなかったものの、利用者の皆様はじめ、関係機関の皆様ガイドウェイバスに対する信頼を失墜させてしまう結果となり、深くお詫び申し上げます。

この事故を受け平成20年3月31日に「名古屋ガイドウェイバス志段味線車両脱線事故に伴う文書警告に対する中間報告書」を中部運輸局に提出しました。また、国土交通省運輸安全委員会(航空・鉄道事故調査委員会が平成20年10月1日に改組)においても事故の原因調査が行われ、平成20年10月31日「名古屋ガイドウェイバス株式会社ガイドウェイバス志段味線ナゴヤドーム前矢田停留場～大曾根停留場間車両脱線事故の鉄道事故調査報告書」(以下「鉄道事故調査報告書」)が公表されました。この「鉄道事故調査報告書」を受け平成20年度は更なる調査検討を進め、事故原因、再発防止策などについて取りまとめ、平成21年6月15日に「ガイドウェイバス志段味線車両脱線事故文書警告に対する報告書」を中部運輸局に提出しました。今後も安全最優先、法令遵守、日々の改善のもと安全輸送に全力で取り組んでまいります。

この報告書は、軌道法に基づき輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、ご理解をいただくために公表するものです。本報告書の内容や弊社の安全の取り組みについて、皆様のご意見をお寄せいただければ幸いです。

名古屋ガイドウェイバス株式会社

代表取締役社長 一見 昌幸

2 基本的な方針

(1) 安全方針、行動規範

当社は社長、役員、社員の一人一人がこの安全方針に基づき、安全輸送の確保に全力で取り組みます。

名古屋ガイドウェイバス株式会社 安全方針

名古屋ガイドウェイバス株式会社は、全社員が、安全な輸送の確保が公共交通の最大の使命であることを認識し、お客様がいつでも安心してご利用いただけるよう、一丸となって安全・安心で快適な輸送の提供に努め続けます。

- 1 すべての業務の遂行にあたり、安全の確保を最優先いたします。
- 2 社員一人ひとりが関係法令に習熟し、遵守いたします。
- 3 輸送の安全を守るための業務を絶えず見直し改善し、安全の向上に努めます。

平成21年6月17日

名古屋ガイドウェイバス株式会社 代表取締役社長

一見昌幸

また日々の具体的な安全に関わる行動規範を以下のように定め周知、徹底しています。

行 動 規 範

- ① 安全の確保を最優先とし、一致協力して輸送の使命を達成することに努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程類(以下「関係法令等」という。)をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施に当たり、憶測によらず確認の励行に努め、疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱を行う。
- ⑤ 事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態(以下「事故、災害等」という。)が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、相互に協力して速やかに安全かつ適切な処置をとる。
- ⑥ 安全に係る情報は、迅速かつ正確に関係箇所に伝達し、その共有化を図る。
- ⑦ 常に問題意識を持って行動し、業務の見直しが必要な場合は、積極的に対処する。

(2) 安全重点施策等

第2次輸送安全目標(平成18年度～20年度:平成20年度に見直し)は表-1のとおりです。

施策として毎年、年度末に当該年度の安全を振り返り、次年度の月間毎の重点安全目標を定めて実施しております。平成20年度は表-2のとおりです。

第2次輸送安全目標

表-1

区 分	項 目	内 容
定量的な目標	車両事故(衝突・脱線・火災)	発生させない。
	人身事故	発生させない。
	輸送障害	前年度より減らす。
	災害	被害を最小限に食い止める。
	インシデント	発生させない。
定性的な目標	経営トップと現場のコミュニケーション	毎週、週はじめに行っている役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告等と「常会」での円滑なコミュニケーションに努める。
	トップによる現場巡視と対話	夏季・年末年始の総点検における現場巡視と対話を実施する。その他、適宜、実施する。
	ヒヤリハットの取組み	「常会」で、日々の報告等から安全の検討、議論をおこなう。

(3) 平成20年度 事故防止等重点目標(年間目標)

表一2

月別	目 標	実 施 事 項
4	交通弱者保護の徹底 子供と高齢者の交通事故防止 ※ 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日 ダイヤ誤認防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新入学児童、園児の交通安全、高齢者及び身体障害者の保護と運転マナーの向上、並びに人にやさしい「思いやり運転・混雑時の車内整理案内」の励行 ○ 運転取扱いにおける基本動作の励行(着座確認して発車) ○ モニター表示時刻を確認、正確に発車すること
5	安全確認指差称呼の徹底 車内事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な確認称呼の徹底による安全運転(車内放送音量の適正) ○ 高齢者、子供、身体障害者に対する配慮、特に発車時、停車時安全確認のため(声掛け)積極的に実施し、反動による事故の撲滅
6	※ サービス強調月間 雨期の接客サービス及び事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 礼詞及び時の挨拶の励行 感動を呼ぶ接遇「姿勢、態度、笑顔、言葉使い」の向上により、ゆとりとラインのイメージアップを図る ○ 濃霧及び雨量の多いとき、視界不良による事故防止の徹底 ○ 車内温度に配慮し快適な乗り心地を提供
7	漫然運転の防止 ※ 夏の全国交通安全運動 7月10日～7月20日 (重点目標等別途通知)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 猛暑により注意力が散漫となる、一層慎重な運転に努める ○ 車内温度に気配りする ○ 健康管理の徹底「十分な睡眠、適度な運動」による安全運転の徹底 ○ 車内客の動向に注意(特に老人、子供)
8	ドア開閉時の事故防止 故障車両の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドア開閉時、乗降客の安全確認、(声掛け)ドア挟撃事故の防止 ○ 常に車両構造を熟知し、日常点検の確実な励行、特に電気系統の点検により故障発生防止に努める
9	高齢者の事故防止 ※ 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日 (重点目標等別途通知)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車内状況を把握し、的確な運転操作 ○ 乗客の乗車、降車時、その動向に注意し安全確認と車内放送等による乗客への注意喚起、着席誘導により発進反動、制動反動による事故防止

月別	目 標	実 施 事 項
10	機能変換操作(案内輪) 発車合図の確認 安全速度の励行	○ モードインターチェンジにおいて案内輪が正常に作動しているか確認 ○ 発車ブザー確認の厳守 ○ 速度制限箇所(曲線部)・駅進入時の速度制限厳守
11	安全確認指差称呼の徹底 駅進入時の安全確認	○ 正確な確認称呼の徹底による安全運転・運転マナーの向上 ○ 駅構内における待合客の動向に注意・安全確認の励行
12	※ 年末の全国交通安全運動 12月1日～12月10日 (重点目標等別途通知) ※ 年末年始安全総点検の実施 12月10日～1月10日	○ 飲酒運転の厳禁「高めようモラル・守ろうルール」運転マナーの向上 ○ 健康管理の徹底「特に飲酒・疾病・睡眠不足・過労をさける」 (実施計画詳細は、別途通知)
1	※ サービス強調月間 積雪・凍結時の事故防止	○ 接客サービスの向上「感謝の気持ち・謙虚な態度・笑顔の対応」の徹底 ○ 軌道内路面状況の把握・安全速度の厳守
2	積雪・凍結時の事故防止 制動反動事故の防止	○ ホーム・乗降口・床面凍結による乗客転倒事故防止(注意を呼びかけ) ○ 滑らかな運転操作による防衛運転の徹底
3	軌道標識確認厳守の徹底	○ 軌道内速度制限の厳守 ○ 脇見運転による急止反動事故防止

3 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の役割を明確にしています。

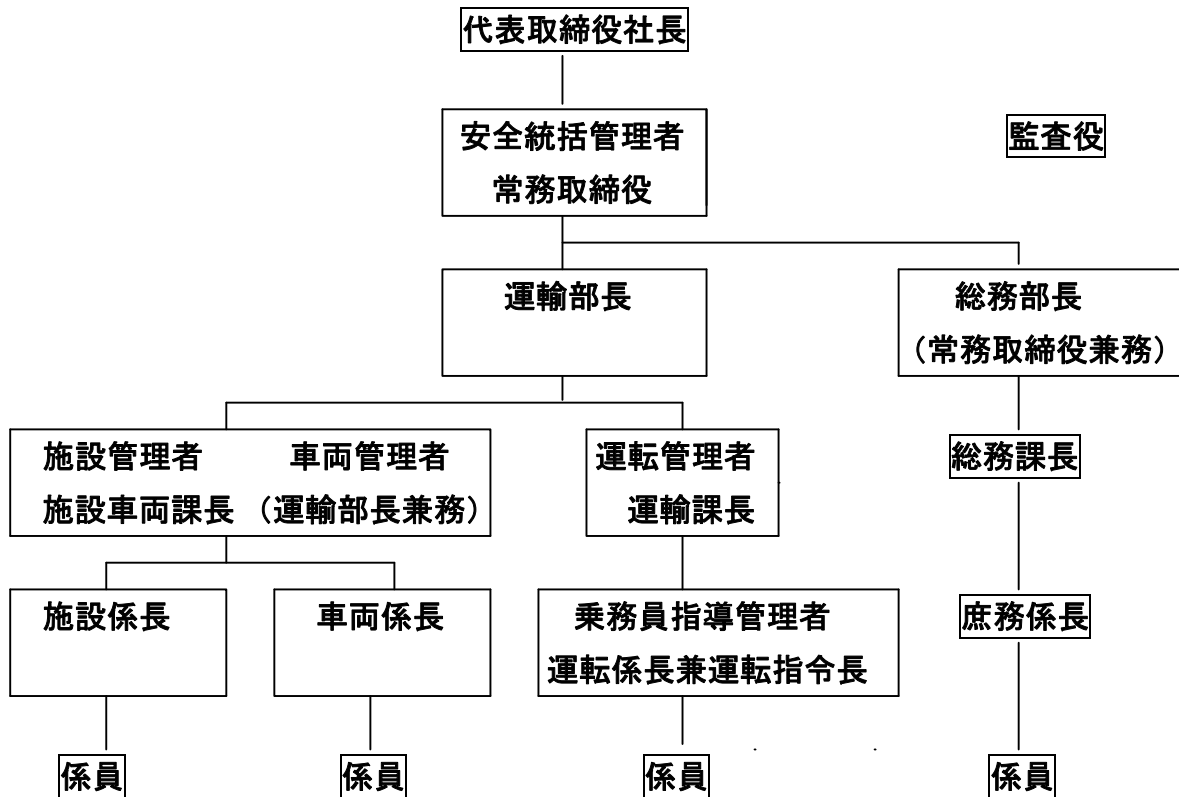


表-3

役 職	役 割
取締役社長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者(常務取締役)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運転管理者(運輸課長)	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (運転係長兼運転指令長)	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する
施設管理者 (施設車両課長)	安全統括管理者の指揮のもと、軌道施設及び電気施設に関する事項を統括する
車両管理者 (施設車両課長)	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資・財務・要員に関する事項を統括する。
監査役	輸送の安全の確保状況の確認に関しては、監査役が業務監査において実施する。

4 事故等の発生状況と再発防止措置

平成20年度の事故等の発生状況

表-4

事故等の種類	件数
運転事故	0件
輸送障害	5件
災害	0件
インシデント	0件

(注)事故等の種類は省令等に定められた種類をさします。

運転事故：車両衝突事故、車両脱線事故、人身障害事故等をいいます。

輸送障害：車両の運転を休止したもの、または30分以上の遅延が生じたものをいいます。

災害：地震や暴風雨、豪雪などにより軌道施設または車両に生じた被害をいいます。

インシデント：運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

5 行政指導等に対する措置の状況

(1) 行政からの指導等

① 運輸安全委員会から平成20年10月31日に、脱線事故の「鉄道事故調査報告書」が公表されました。この報告書では以下の指摘がありました。

- ・ 異常時対応教育の回数が少ない。
- ・ 異常時における運転取扱いを熟知していない。
- ・ 日常教育が点呼時に行う年間事故防止重点項目の周知などだけであった。
- ・ 添乗教育が免許取得後に行われていなかった。

② 平成20年2月24日～27日に中部運輸局運輸安全マネジメント評価および道路局・中部運輸局軌道事業保安監査を受けました。保安監査での指摘事項はありませんでした。

(2) 措置の状況

① 「運転取扱心得」等、関係規程類の改正

- ・ 運転取扱心得
「車両無線通話不能時の措置」を追加しました。
- ・ 異常時の初動基本動作
「車両脱線事故が発生した場合の措置」および「車両無線通話不能時の措置」について追加しました。
- ・ 車両整備心得および要領
内容を全面的に精査し、改定を行いました。

② 集合研修

事業所に出向いて第1回集合教育を7月に150名の乗務員を対象に、8月には25名の社員を対象に、また11月に第2回集合教育を140名の乗務員を対象に安全教育訓練を実施しました。



写真-1 第2回安全教育の講習

- ③ 脱線事故の対策として、バス車両に設置してある走行案内装置操作盤の誤操作防止用カバーを透明なプラスチック板としてブザースイッチまで覆うように大型化するとともに蝶番を強度アップする改造を行いました。



改造前



改造後

写真-2 走行案内装置操作盤カバーの改造

- ④ 緊急無線が不通となった場合に非常通報手段を補完するため、車両に携帯電話を搭載しました。

6 安全確保のための措置

(1) 人材

日頃、職場内研修で安全教育につとめています。また、行政当局、社団法人日本民営鉄道協会、中部鉄道協会、財団法人鉄道総合技術研究所等の講習会、研修等に積極的に参加して情報収集、職員の質の向上に努めています。

なお、平成20年度には新たに10人の無軌条電車運転免許教習をおこないました。平成21年3月末で、無軌条電車運転免許取得者は、計137名です。

(2) 設備等

平成20年度には、脱線事故対策のほか以下の設備の改善に努めました。

- ① 速度制限遵守の一層の注意喚起を図るため、8月に速度制限予告標「B 標」を5箇所に設置しました。



写真-3 B標の設置

- ② 運転指令室のモニターは使用開始後8年を経過し劣化しつつあったので、平成21年2月にすべてのモニターを液晶モニターに更新しました。



写真-4 運転指令室モニター更新

(3) 資金

平成20年度の軌道・車両などの維持管理、修繕費等として、事業営業費に対する割合は表－5のとおりです。前年度より約1%の増加です。

軌道・車両などの維持管理、修繕費等の事業営業費に対する割合

表－5

平成19年度	平成20年度
約28%	約29%

(4) 教育・訓練

- ① テロ対策についての教育訓練を、守山警察署の協力を得て、5月に30名の乗務員・社員を対象に実施しました。
- ② 車両火災の対応についての教育訓練を、守山消防署の協力を得て、6月に30名の乗務員・社員を対象に実施しました。

(5) 従業員との対話等

- ① 他の乗務員の模範となる乗務員に対して行う優良乗務員表彰制度に基づき、ガイドウェイバス開業記念日の平成21年3月23日に9人を表彰しました。
- ② 少人数の会社ですので、日々の会話などから意見を汲み取り、毎週、週ははじめに行っている役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告などから意見交換し反映するように努めています。

7 利用者のコミュニケーション等

(1) 利用者からの意見

- ① 乗客誘致策として試行的に1ヶ月単位で発売した特割通学定期 ゆとりーと『学・遊』パスは、利用者から3ヶ月単位、6ヶ月単位での発売要望が多くあり、また利用者も定着してきたことから引き続き通常定期のように1ヶ月単位、3ヶ月単位、6ヶ月単位でも発売しています。
- ② ナゴヤドームの野球ナイター終了時における観客の案内整理の要望があったこと、また、一部マナーの悪い観客もみえることから、ナゴヤドーム前矢田駅に多客時の安全確保のため警備員を配置し案内整理に努めるようにしました。

(2) 利用者への要望・啓発

- ① 公共交通機関へのテロ対策、防犯ポスターを各駅、管理センターに掲示し、利用者等への協力を要請しました。



写真-5 掲示したテロ対策・防犯ポスター

- ② 沿線の愛知教育大学附属名古屋小学校の児童生徒の皆さんに、安全乗車・マナー等のポスターを描いてもらい、大曽根駅や砂田橋駅のコンコースに掲示しお客様への啓発を行ないました



写真-6 児童生徒が描いたポスターの一例

(3) 関係者との協議

- (社)日本民間鉄道協会の呼びかけによる「こども110番の駅」として、引き続き平成20年度も大曽根駅にステッカーを掲示して対応しております。



写真-7 大曽根駅の「こども110番の駅」ステッカー

輸送の安全確保には法令の遵守とともに自らも振り返り、一層の軌道事業の安全・信頼の向上に努めてまいります。

また、お客さまの声を“かたち”として反映し、さらなる輸送の安全の向上に役立てたいと思いますので、積極的なご意見をいただければ幸いです。

ありがとうございました。

鉄道事故調査報告書

[.http://jtsb.assistmicro.co.jp/jtsb/railway/report/RA08-01-2.pdf](http://jtsb.assistmicro.co.jp/jtsb/railway/report/RA08-01-2.pdf)

事故報告書

<http://www.guideway.co.jp/company/safety/pdf/h19jiko.pdf>

連絡先

名古屋ガイドウェイバス株式会社

〒463-0801

名古屋市守山区竜泉寺二丁目301番地

TEL(052)758-5620 FAX(052)758-5621

<http://www.guideway.co.jp/>